

大川市議会第2回臨時会会議録

平成21年5月29日大川市議会議場に出席した議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1.出席議員

1番	古賀龍彦	11番	福永寛
2番	箴島かおる	12番	石橋正毫
3番	平木一朗	13番	神野恒彦
4番	吉川一寿	14番	古賀勝久
5番	石橋忠敏	15番	古賀光子
6番	今村幸稔	16番	川野栄美子
7番	中村武彦	17番	山田廣登
8番	井口嘉生	18番	佐藤操
10番	中村博満		

欠席議員

9番	岡秀昭
----	-----

2.地方自治法第121条の規定により出席した市吏員

市	長	植木光治				
副市	長	西茂己				
教	育	長	石橋良知			
会	計	管	理	者	宇木博子	
(兼)	会	計	課	長		
消	防	長	柿添新一			
(兼)	警	防	課	長		
経	営	政	策	課	長	木下修二
総	務	課	長			

(併)選挙管理委員会事務局長	今	泉	貞	則
企画調整課長	古	賀	文	博
税務課長	古	賀	重	敏
学校教育課長	武	下	博	子
上下水道課長	宮	崎	博	巳
監査事務局長	武	下	知	寛
農業委員会事務局次長	川	野	徳	重

3. 本議会の書記は次のとおりである。

議会事務局長	酒	見	隆	司
議会事務局書記	永	尾	龍	之介
議会事務局書記	石	橋	英	治
議会事務局書記	堀			修

4. 付議事件

1. 開会の宣告
1. 会期の決定
1. 議案の上程

議案第30号 専決処分の承認について（大川市税条例の一部を改正する条例）

議案第31号 専決処分の承認について（平成20年度大川市一般会計補正予算）

議案第32号 専決処分の承認について（平成21年度大川市老人保健事業特別会計補正予算）

議案第33号 大川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第34号 大川市市長、副市長給与等に関する条例及び大川市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第35号 大川市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1. 提案理由の説明
1. 一部議案質疑・討論・採決
(議案第30号～第32号)
1. 一部議案質疑
(議案第33号～第35号)
1. 委員会付託
(議案第33号～第35号)
1. 委員長報告
1. 質疑・討論・採決
(議案第33号～第35号)
1. 会議録署名議員の指名
1. 閉会の宣告

午後1時30分 開会

議長(井口嘉生君)

皆さん、こんにちは。各位の御参集、感謝申し上げます。

ここで御報告申し上げます。岡秀昭議員から欠席の届けが提出されておりますので、御報告いたします。

出席議員は定足数に達しておりますので、ただいまから平成21年第2回大川市議会臨時会を開会いたします。

これから直ちに会議を開きます。

まず、会期決定の件を議題といたします。

本臨時会に付議事件として市長から送付を受けております案件は、議案第30号 専決処分の承認について(大川市税条例の一部を改正する条例)など6件であります。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、付議事件及び諸般の関係から勘案いたしまして、本日限りといたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日限りと決定いたしました。

なお、本会期中における議事日程については、さきに配付しておりました日程表のとおり
といたしたいと思っておりますので、さよう御承知の上、御協力のほどお願いいたします。

それでは、日程に従い、議案の上程を行います。

市長から議案6件の送付がなされ、これを受理いたしました。

案件を局長に朗読いたさせます。局長。

議会事務局長（酒見隆司君）

それでは、朗読いたします。

平成21年第2回市議会（臨時会）提出議案

議案第30号 専決処分の承認について（大川市税条例の一部を改正する条例）

議案第31号 専決処分の承認について（平成20年度大川市一般会計補正予算）

議案第32号 専決処分の承認について（平成21年度大川市老人保健事業特別会計補正予算）

議案第33号 大川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

議案第34号 大川市市長、副市長給与等に関する条例及び大川市教育委員会教育長の給与、
勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第35号 大川市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

以上でございます。

議長（井口嘉生君）

局長朗読のとおり議案6件を一括議題といたします。

議案の朗読を省略し、市長の提案理由の説明を求めます。

市長（植木光治君）（登壇）

皆さん、こんにちは。早速でございますが、提案理由を説明させていただきます。

本日ここに、平成21年第2回市議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には公私
とも御多用な中にもかかわらず御参集賜り、厚くお礼申し上げます。

この議会に提案をいたしております議案は6件であります。

まず、議案第30号 専決処分の承認について御説明申し上げます。

本議案は、地方税法等の一部を改正する法律が平成21年3月31日に公布され、平成21年4

月1日から施行されたことに伴い、大川市税条例の一部を改正する必要が生じたものであります。

今回の改正の主なものは、まず、個人住民税につきましては、所得税の住宅ローン控除の適用者に対する個人住民税における特別控除の創設と、土地等の長期譲渡所得に係る特別控除の創設であります。また、上場株式等の配当所得及び譲渡所得について、現行の軽減措置が3年間延長されました。

次に、固定資産税につきましては、土地に係る負担調整措置の継続と、社会医療法人が救急医療等確保事業に供する固定資産に係る固定資産税の非課税措置の創設、そして認定長期優良住宅に係る減税の特例措置の創設であります。

次に、議案第31号 専決処分の承認について御説明申し上げます。

本議案は、平成20年度の郷原一木線整備事業において年度内の終了が見込めず、翌年度に繰り越す必要が生じたため、平成20年度大川市一般会計補正予算を専決処分いたしましたので、これを報告し、承認を求めるものであります。

次に、議案第32号 専決処分の承認について御説明申し上げます。

本議案は、平成20年度大川市老人保健事業特別会計決算において、歳入となるべき国庫負担金等が翌年度精算であるため歳入不足を生じることとなり、繰り上げ充用をもって補てんする必要があるため、平成21年度大川市老人保健事業特別会計補正予算を専決処分いたしましたので、これを報告し、承認を求めるものであります。

次に、議案第33号 大川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本議案は、人事院が5月1日に国会及び内閣に対して、国家公務員の期末・勤勉手当に関する臨時の勧告を行い、国が特別職を含む国家公務員に当該勧告どおり実施することを踏まえ、本市においても所要の改正を行おうとするものであります。

次に、議案第34号 大川市市長、副市長給与等に関する条例及び大川市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本議案は、市長、副市長及び教育長の退職手当において、在職期間月数の上限月数を明記すること、並びに今回の人事院勧告に伴い、国が特別職を含む国家公務員に当該勧告どおり実施することを踏まえ、本市においても所要の改正を行おうとするものであります。

次に、議案第35号 大川市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本議案においても、今回の人事院勧告により国が国家公務員に当該勧告どおり実施することを踏まえ、本市においても国家公務員に準じて一般職員の給与について所要の改正を行おうとするものであります。

以上、提出議案の概要について御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決いただきますようお願い申し上げます。

以上であります。

議長（井口嘉生君）

市長の提案理由の説明は終わりました。

次に、この際お諮りいたします。

ただいま議題としております案件のうち、議案第30号 専決処分の承認について（大川市税条例の一部を改正する条例）、議案第31号 専決処分の承認について（平成20年度大川市一般会計補正予算）、議案第32号 専決処分の承認について（平成21年度大川市老人保健事業特別会計補正予算）、以上3件については委員会付託を省略し、直ちに本会議で審議したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

それではまず、議案第30号 専決処分の承認について（大川市税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

これから、ただいま議題としております案件について質疑を行います。所定の時刻までに質疑の通告はあっておりません。よって、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決いたします。

議案第30号 専決処分の承認について（大川市税条例の一部を改正する条例）を採決いたします。

本案を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は承認されました。

次に、議案第31号 専決処分の承認について（平成20年度大川市一般会計補正予算）を議題といたします。

これから、ただいま議題としております案件について質疑を行います。所定の時刻までに質疑の通告はあっておりません。よって、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決いたします。

議案第31号 専決処分の承認について（平成20年度大川市一般会計補正予算）を採決いたします。

本案を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は承認されました。

次に、議案第32号 専決処分の承認について（平成21年度大川市老人保健事業特別会計補正予算）を議題といたします。

これから、ただいま議題としております案件について質疑を行います。所定の時刻までに質疑の通告はあっておりません。よって、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決をいたします。

議案第32号 専決処分の承認について（平成21年度大川市老人保健事業特別会計補正予算）を採決いたします。

本案を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は承認されました。

次に、議案第33号 大川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第34号 大川市市長、副市長給与等に関する条例及び大川市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第35号 大川市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につ

いて、以上3件を一括議題といたします。

これから、ただいま議題としております案件について質疑を行います。所定の時刻までに質疑の通告はあっておりません。よって、次に進みます。

次に、議案を委員会に付託いたします。

お手元に配付しております議案付託表のとおり付託いたします。

ここで暫時休憩いたします。休憩中、総務委員会が第1委員会室で開かれますので、関係者の皆様はお集まりいただきますようお願いいたします。

なお、本会議再開時刻は後ほどお知らせいたします。

午後1時43分 休憩

午後3時45分 再開

議長（井口嘉生君）

休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

それでは、総務委員会に付託しておりました議案第33号 大川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について外2件を一括議題といたします。

これから総務委員会における審査の経過並びに結果について、総務委員長の報告を求めます。総務委員長、中村武彦君。

総務委員長（中村武彦君）（登壇）

私は、総務委員長といたしまして、本委員会に付託されました議案第33号 大川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について外2件につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

議案第33号 大川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第34号 大川市市長、副市長給与等に関する条例及び大川市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について、並びに議案第35号 大川市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての3議案は、案件の内容から勘案し一括して審査を行いましたので、一括して御報告申し上げます。

なお、審査に当たりましては、「人事院勧告に関する資料」の提出を受け、審査を進めたところであります。

説明によりますと、議案第33号は、人事院が5月1日に国会及び内閣に対して、国家公務員の期末・勤勉手当に関する臨時の勧告を行い、国が特別職を含む国家公務員に当該勧告どおりに実施することを踏まえ、本市においても所要の改正を行おうとするものであります。

人事院勧告の内容は、本年度の民間における夏季一時金の決定状況を特別調査した結果、国内の厳しい経済情勢を反映し、平成21年6月に支給する国家公務員の特別給について、期末手当を0.15月、勤勉手当を0.05月、計0.2月分凍結するものであり、本議案については、本市の市議会議員の平成21年6月支給の期末手当について、100分の160を100分の140に改定するものであります。

また、議案第34号は、市長、副市長及び教育長の任期ごとに支給する退職手当について、在職期間月数の上限月数を48月と明記すること、並びに今回の人事院勧告に伴い、国が特別職を含む国家公務員に当該勧告どおり実施することを踏まえ、市長、副市長及び教育長の平成21年6月支給の期末手当について、100分の160を100分の140に改定するものであります。

次に、議案第35号においても、今回の人事院勧告により国が国家公務員に当該勧告どおり実施することを踏まえ、本市においても国家公務員に準じて、一般職員の平成21年6月支給の期末手当を0.15月、勤勉手当を0.05月、計0.2月分凍結し、再任用職員については平成21年6月支給の期末手当を0.05月、勤勉手当を0.05月、計0.1月分凍結するものであります。

委員会では、凍結によりどれぐらい財源として浮くのか、また、その用途はどうかただしたところ、約27,000千円節減になり、用途は市民への行政サービスに振り向けることなどを視野に入れ、今後検討したい旨の答弁がなされました。

委員からは、経費削減も必要であるが、市民生活を向上させるための施策等も考慮されたい旨の意見が開陳されました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、3議案ともに原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で私の報告を終わります。

議長（井口嘉生君）

総務委員長の報告は終わりました。

これから総務委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑の通告はありませんので、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決いたします。

まず、議案第33号 大川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第34号 大川市市長、副市長給与等に関する条例及び大川市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第35号 大川市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、会議録署名議員を指名いたします。

4番吉川一寿君、5番石橋忠敏君、以上2名を指名いたします。

以上で本臨時会の議事はすべて終了いたしました。

なお、ここで市長から発言の申し出がっておりますので、この際お願いいたします。

市長（植木光治君）

ただいま議長からお許しをいただきましたので、一言ごあいさつを申し上げます。

今議会に提案をいたしました議案は6件でしたが、議員各位には慎重に御審議をいただき、御議決を賜りましたことに対しまして、厚く御礼を申し上げる次第でございます。

また、審議の過程で議員の皆様方からいただきました貴重な御意見や御助言等につきましては、十分に尊重しながら、今後の市政運営の中で反映させてまいりたいと思っております。

今日の地方自治体の行財政運営は、厳しい環境の中で取り組まなければなりません。さまざまな課題に対して議会と知恵を出し合い、ともに汗をかきながら解決に当たっていくことが重要だと思っております。

これからも市政全般にわたり、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げまして、閉会のごあいさつといたします。どうもありがとうございました。

議長（井口嘉生君）

ありがとうございました。

これにて平成21年第2回大川市議会臨時会を閉会いたします。

午後3時55分 閉会

以上、会議の次第は、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

大川市議会議長

大川市議会議員

大川市議会議員